広告絶対的用語法執行指南 国家市場監督管理総局公告 2023 年 6 号

2023年2月25日 成立 2023年03月20日

 $https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/ggjgs/202303/t20230320_353975.html\\$

广告绝对化用语执法指南

为规范和加强广告绝对化用语监管执法,有效 维护广告市场秩序,保护自然人、法人和其他 组织的合法权益,依据《中华人民共和国广告 法》(以下简称《广告法》)《中华人民共和国行 政处罚法》等法律、法规、规章和国家有关规 定,制定本指南。

- 一、本指南旨在为市场监管部门开展广告绝对 化用语监管执法提供指引,供各地市场监管部 门在工作中参考适用。
- 二、本指南所称广告绝对化用语,是指《广告 法》第九条第三项规定的情形,包括"国家级" "最高级""最佳"以及与其含义相同或者近似 的其他用语。
- 三、市场监管部门对含有绝对化用语的商业广告开展监管执法,应当坚持过罚相当、公平公正、处罚和教育相结合、综合裁量的原则,实现政治效果、社会效果、法律效果相统一。

四、商品经营者(包括服务提供者,下同)在 其经营场所、自设网站或者拥有合法使用权的 其他媒介发布有关自身名称(姓名)、简称、标 识、成立时间、经营范围等信息,且未直接或 者间接推销商品(包括服务,下同)的,一般 不视为广告。

前款规定的信息中使用绝对化用语,商品经营者无法证明其真实性,可能影响消费者知情权或者损害其他经营者合法权益的,依据其他法律、法规进行查处。

広告絶対的用語法執行指南

広告絶対的用語の監督管理法執行を規範化、強化することにより、広告市場の秩序を効果的に維持し、自然人、法人及びその他の組織の合法的権益を保護するため、「中華人民共和国広告法」(以下、広告法と略称)、「中華人民共和国行政処罰法」などの法律、法規、規則及び国の関連規定に基づき、本指南を制定する。

- 1. 本指南は市場監督管理部門が広告絶対的用語の監督管理法執行を展開するためのガイドを提供し、各地の市場監督管理部門が業務での参考に適用することを目的とする。
- 2. 本指南にいう広告絶対的(广告絶対化)用語とは、広告 法 9 条 3 項に規定される情況をいい、「国家級(国レベル)」、「最高級(最高レベル)」、「最佳(最も適する)」及び それと同じ或いは類似する意味を持つその他の用語を含む。
- 3. 市場監督管理部門は絶対化用語を含む商業広告に対 し監督管理法執行を展開し、過罰相当、公平公正、処罰と 教育の組合せ、総合裁量の原則を堅持し、政治的効果、 社会的効果、法律的効果の統一を実現しなければならな い。
- 4. 商品事業者(サービス提供者を含む、以下同じ)がその 事業所、自社のウェブサイト或いは合法的使用権を持つそ の他の媒体に自身の名称(姓名)、略称、標識、設立時 期、事業範囲などの情報を発表しているが、商品(サービ スを含む、以下同じ)を直接或いは間接的に販売していな い場合、通常に広告とはみなさない。

前項に規定される情報に絶対的用語が使用されているが、商品事業者がその真実性を証明できず、消費者の知る権利に影響を与える、或いは、他の事業者の合法的権益を損なう可能性がある場合、他の法律、法規に基づき調査・処分する。

- 五、有下列情形之一的,广告中使用绝对化用 语未指向商品经营者所推销的商品,不适用 《广告法》关于绝对化用语的规定:
- (一)仅表明商品经营者的服务态度或者经营理念、企业文化、主观愿望的:
- (二) 仅表达商品经营者目标追求的:
- (三)绝对化用语指向的内容,与广告中推销 的商品性能、质量无直接关联,且不会对消费 者产生误导的其他情形。
- 六、有下列情形之一的,广告中使用的绝对化 用语指向商品经营者所推销的商品,但不具有 误导消费者或者贬低其他经营者的客观后果 的,不适用《广告法》关于绝对化用语的规定:
- (一)仅用于对同一品牌或同一企业商品进行 自我比较的;
- (二)仅用于宣传商品的使用方法、使用时间、 保存期限等消费提示的:
- (三)依据国家标准、行业标准、地方标准等 认定的商品分级用语中含有绝对化用语并能 够说明依据的:
- (四)商品名称、规格型号、注册商标或者专利中含有绝对化用语,广告中使用商品名称、规格型号、注册商标或者专利来指代商品,以区分其他商品的;
- (五)依据国家有关规定评定的奖项、称号中 含有绝对化用语的;
- (六)在限定具体时间、地域等条件的情况下, 表述时空顺序客观情况或者宣传产品销量、销 售额、市场占有率等事实信息的。
- 七、广告绝对化用语属于本指南第五条、第六 条规定情形,但广告主无法证明其真实性的, 依照《广告法》有关规定予以查处。
- 八、市场监管部门对广告绝对化用语实施行政 处罚,应当依据《广告法》等法律、法规,结 合广告内容、具体语境以及违法行为的事实、 性质、情节、社会危害程度及当事人主观过错 等实际情况,准确把握执法尺度,合理行使行 政处罚裁量权。

- 5. 以下に掲げるいずれかがある場合、広告に使用される 絶対的用語が商品事業者の販売する商品を指していない 場合、絶対的用語に関する広告法の規定は適用しない:
- (1)商品事業者のサービス態度或いは経営理念、企業文化、主観的願望のみを表明する場合:
 - (2)商品事業者の目標追求のみを表現する場合;
- (3)絶対的用語が指す内容は広告で販売される商品の性能、品質と直接関連がなく、かつ消費者を誤認混同(误导)させない他の情況である場合。
- 6. 広告に使用される絶対的用語は商品事業者が販売する商品を指すが、消費者を誤認混同させる、或いは他の事業者を貶める客観的結果がない場合、絶対的用語に関する広告法の規定は適用しない:
- (1)同一ブランド或いは同一企業の商品を自ら比較するためのみに使用されている場合:
- (2)宣伝する商品の使用方法、使用時間、保存期間などの消費表示にのみ使用する場合:
- (3)国家標準、業界標準、地方標準などに基づき認定された商品分類用語に絶対的用語が含まれるとともに根拠を説明できる場合:
- (4)商品名称、規格型番、登録商標或いは特許に絶対的 用語が含まれ、広告に商品名称、規格型番、登録商標或 いは特許を使用した商品を指し、他の商品と区別する場 合;
- (5)国の関連規定に基づき評価された賞、称号に絶対的 用語が含まれている場合;
- (6)具体的な時間、地域などの条件を限定し、時空間順序の客観的状況或いは宣伝する製品の販売量、売上高、市場占有率などの事実情報を表現している場合。
- 7. 広告絶対的用語は本指南 5 条、6 条に規定する情況に属するが、広告主がその真実性を証明できない場合、広告法の関連規定に基づき調査処分する。
- 8. 市場監督管理部門が広告絶対的用語に対して行政処罰を行う場合、広告法などの法律、法規に基づき、広告の内容、具体的文脈及び違法行為の事実、性質、情状、社会的危害の程度及び当事者の主観的過失など実際の情況と結びつけ、法執行の基準を正確に把握し、行政処罰裁量権を合理的に行使しなければならない。

九、除本指南第五条、第六条规定情形外,初 次在广告中使用绝对化用语,危害后果轻微并 及时改正的,可以不予行政处罚。

十、商品经营者在其经营场所、自设网站或者 拥有合法使用权的其他媒介发布的广告中使 用绝对化用语,持续时间短或者浏览人数少, 没有造成危害后果并及时改正的,应当依法不 予行政处罚;危害后果轻微的,可以依法从轻、 减轻行政处罚。

其他依法从轻、减轻或者不予行政处罚的, 应当符合《中华人民共和国行政处罚法》等法 律、法规以及市场监管总局《关于规范市场监 督管理行政处罚裁量权的指导意见》的规定。

- 十一、有下列情形之一的,一般不认为属于违法行为轻微或者社会危害性较小:
- (一)医疗、医疗美容、药品、医疗器械、保健食品、特殊医学用途配方食品广告中出现与疗效、治愈率、有效率等相关的绝对化用语的;
- (二)招商等有投资回报预期的商品广告中出现与投资收益率、投资安全性等相关的绝对化用语的;
- (三)教育、培训广告中出现与教育、培训机 构或者教育、培训效果相关的绝对化用语的。
- 十二、市场监管部门可以依照有关规定,制定 广告绝对化用语轻微违法行为依法免予处罚 清单并进行动态调整。

- 9. 本指南書の 5 条、6 条に規定する情況を除き、初めて広告に絶対的用語を使用し、危害の結果が軽微でかつ速やかに改正した場合、これに行政処罰しないことができる。
- 10. 商品事業者がその事業所、自社の設置したウェブサイト或いは或いは合法的使用権を持つその他の媒体で発表した広告に絶対的用語を使用したが、持続期間が短い或いは訪問閲覧数が少なく、危害の結果がなく速やか改正された場合、これを法に基づき行政処罰を科してはならず、危害の結果が軽微な場合、法に基づき行政処罰を軽減することができる。

その他の法に基づき行政処罰を軽減、減軽或いは処罰 しない場合、「中華人民共和国行政処罰法」などの法律、 法規及び市場監督管理総局の「市場監督管理行政処罰 裁量権の規範化に関する指導意見」の規定に適合しなけ ればならない。

- 11. 以下に掲げるいずれかの情況がある場合、通常違法 行為が軽微或いは社会的危害性が比較的小さいには属さない:
- (1)医療、美容医療、薬品、医療機器、保健食品、特殊な 医学用調合食品の広告に治療効果、治癒率、有効率など に関連する絶対的用語が現われいる場合:
- (2)企業誘致などの投資収益率の期待がある商品広告 に投資収益率、投資安全性などに関する絶対的用語が現 われている場合;
- (3)教育、訓練広告に教育、訓練機構或いは教育、訓練効果に関する絶対的用語が現れている場合。
- 12. 市場監督管理部門は関連規定に基づき、広告絶対的用語の軽微な違法行為について、法に基づき処罰を免除されるリストを制定するとともに主動的に調整することができる。